

介護保険の保険料・利用料の軽減と、特養など施設不足の解消を

深刻な介護の実態、見直しのたびに深まる「介護保険」の矛盾

保険開始から 10 年、国財政負担削減で、矛盾は深まっています。過去 10 年間に高齢者介護をめぐる殺人・心中等死亡事件は 400 件超(09 年東京新聞)、厚労省調査でも年間 10

万人が家族介護等のため離職・転職。日本共産党国会議員団の調査でも、全国 652 の事業所で「重い負担を理由にサービスを抑制している人がいる」事業所が 76.2%との報告です。

高齢者の 85%は非課税、低所得者の保険料・利用料は減免を

高齢者の 85%は非課税、2 割の世帯が生活保護水準以下だといわれています。介護保険の第 1 段階・第 2 段階は生活保護水準以下、第 3 段階はボーダーラインと考えられます。

上野議員は、第 1 段階・第 2 段階を生活保護に準じ免除、さらにボーダーラインの第 3 段階の負担軽減も求めました。

特別養護老人ホーム待機者は、熊本市内に約 3000 人

市内の特養待機者は 2898 人、うち 638 人は在宅です。その他、経済的な理由で申込みできず「待機者になれない」人もいます。国は施設建設を抑制してきた「参酌標準(国が示す基準)」を撤廃、次期計画から実情に応じ施設整備ができる方針です。

上野議員は「絶対的な施設不足の解消、特養はじめ介護施設の整備計画の具体化」を求めました。市長は、「待機実態・利用ニーズを把握し、徳養だけでなく、長期的視野に立った施設整備計画を明らかにしたい」と答弁しました。

合併町のすぐれた制度は存続し、全市域で実施を！

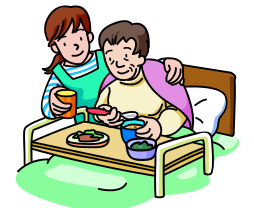
旧植木町の「オムツ購入事業」

要介護度 3 以上の在宅生活者が対象の植木町の「オムツ支給事業」を、熊本市の制度に合わせれば、ほとんどの人が利用できなくなります。仮に、全市内に植木町の制度を広げても年間 5400 万円です。

旧城南町の「介護手当支給事業」

旧城南町では、介護度 4 以上かつ認知度 II 以上の高齢者で身体障害 1 級・A 1 の手帳所有者を 1 年以上在宅で介護している人を対象に、1 世帯年間 6 万円以内の介護手当を支給。全市域で実施して年間数千万円。

上野議員は、「合併町のすぐれた制度は、存続し全市域で実施する」よう求めました。



【鹿児島市でも】

介護度 3 以上の高齢者を 6 ヶ月以上在宅で介護している人に年間 1 人当 9 万円の介護手当。住民税非課税のオムツ利用者に対しオムツ給付事業。

【控室から】
子ども一人きり
なまよじか
妻が外出するといふことで、先日、久しぶりに子ども二人きりになる時間ができました。最近はずいぶん、子どもと関わる時間も少なかったもので、はきつてその日を迎えました。
絵本、飛行機ごっこ、わらべ歌など準備は万端でしたが、妻が玄関のドアを閉めた瞬間から、喉がちぎれるのではないかとこころの隅に涙がなをしても泣きやまない。やがて泣き疲れ眠ってしまいました。
なかなか思うようにはいかないものです。何もできない父親だなぁと反省するよりも、妻への感謝の気持ちを改めて持ちました。
涙の跡が残る子どもの寝顔を見ながら思うことは、元気に健康に育ってほしいということです。今議会には、子どもへのヒラ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成の予算が提案されました。親の経済事情に左右されず、全ての子どもがワクチン接種できるように、個人負担をなくすよう求めました。
命は平等です。すべての子どもが健やかに育つ環境づくりを、これまで以上に頑張りたいと思います。

日本共産党 市議会だより
発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町 1-1 議会棟 3 階

NO. 737
2010 年 12 月 19 日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

合併特例区区長 **月額63万6300円** (ボーナス・手当あり)

合併特例区協議会委員 **月額18万7500円**

勤務実態に見合わない高額報酬は日額制に改め減額を！

「市民の理解が得られない」と議会に陳情

1 2月市議会には、合併特例区協議会委員や区長の実態に見合わない高額報酬を見直すよう住民から陳情が寄せられました。

熊本市との合併に伴い富合町、植木町、城南町には合併特例区がつけられました。特例区長には元町長が、そして特例区協議会委員には元町議らが幸山市長により任命されています。

当初、区長には月額70万7千円、

協議会委員には月額25万円の報酬が支給されていましたが、勤務実態に見合わないとして減額を求めた住民監査請求により、協議会委員報酬は25%減の月額18万7500円に、区長報酬も10%減額され月額63万6300円(ボーナス、各種手当あり)となりました。

しかし減額されてもなお、住民から勤務実態に見合わず市民の理解が得られないと厳しい指摘がなされています。

全国的にみても熊本市の合併特例区報酬は高額

市町村名	協議会委員の報酬
熊本市(富合・植木・城南)	月額 18万7500円
北海道士別市	日額 5000円
北海道せたな市	日額 4000円
福島県喜多方市	年額 3万円
岡山市	月額 10万円
宮崎市	なし(費用弁償のみ3000円)

左の表は、全国の合併特例区協議会委員の報酬の比較です。日額としているところもあれば、宮崎市のように報酬を「なし」としているところもあります。

熊本市の特例区報酬は、断トツの高額です。

熊本県では月に数日勤務の行政委員報酬は基本日額制に改善！

熊本県は、教育、選挙管理など行政委員会の非常勤委員の報酬を月額制から日額制を基本とした制度に見直すなど、委員の活動実態を踏まえた報酬体系へと改善が図られています。

こうした県の取り組みにも学び、熊本市における合併特例区報酬も日額制へと改善し、減額すべきです。



月に数回の勤務で18万7500円は見合わない！！

特例区協議会委員の仕事は、月一回程度の協議会、広報部会など各部会、卒業式や入学式など地域行事への出席などとされています。それぞれの特例区の活動状況は以下のとおりであり、月額18万7500円が支給されています。

城南町協議会委員(15名)の4月の活動

- 4月14日 戦没者慰霊祭…★
- 4月20日 協議会

植木町協議会委員(15名)の5月の活動

- 5月2日 スイカ祭参加(8人欠席)…★
- 5月3日 田原坂ウォークラリー参加(10人欠席)…★
- 5月7日 自治会校区説明会
- 5月12日 富合特例区協議会との意見交換
- 5月12、17、19日 協議会だより作成(広報担当8名のみ)
- 5月24日 中学校運動会(6名欠席)…★
- 5月29日 小学校運動会(10名欠席)…★

★…地域の行事

こうしたものまでが報酬の対象となっています

富合町協議会委員(9名)の9月の活動

- 9月8日 囑託員との意見交換
広報部会
- 9月9日 市議会傍聴
- 9月15日 協議会
- 9月18日 金婚表彰・敬老会…★

3町の特例区長と協議会委員への報酬は、今後5年間で5億円にもなります。

勤務実態に見合った日額制に改善し、減額分は住民サービスの拡充に回すべきです。

「月に数回勤務で、月額報酬は違法」～大阪高裁判決

滋賀県が労働、収用、選挙管理の各行政委員に、月2回程度の会議に出席するだけなのに毎月定額の報酬を支払うのは違法として県に報酬支出差し止めを求めた訴訟で、大阪高裁において「大半が違法である」との判決が示されました。岩田

好二裁判長は「各委員の勤務実態は年間30日程度で非常に少ない。月額報酬では勤務量に応じた対価と言えず、月額にするべき事情もない」と指摘。「勤務日数に応じて支給する」とした地方自治法の趣旨に反している」との判断を示しています。